

森林環境譲与税の趣旨

森林環境譲与税の性格

○地方譲与税：細かく規定される国庫補助金とは異なり、**地方団体に一定の裁量**

- 国として、使途の詳細な範囲について示すものではない
- 地域の実情に応じて**法律に定める使途の範囲**（森林整備及びその促進に関する費用）で、**事業を幅広く弾力的に実施できるもの**

市町村：**森林整備**（間伐、新たな森林経営管理制度に要する費用など）及び**その促進に関する施策**
(人材育成・担い手確保、木材利用の促進、普及啓発等)

都道府県：**市町村による森林整備に対する支援** 等

使途の公表

○**納税者への説明責任**を果たす観点から、その具体的な使途について、納税者に分かりやすい形でインターネットの利用などにより納税者にわかりやすい形で**公表する必要**

- 会計検査院のほか、納税者、メディアからのチェックを受ける
- 林務関係予算の増減及び譲与税の使途を説明できるようにすること

基金の設置

- 法律で定められた使途どおり**確実に執行**するとともに、その**実績を分かりやすく公表**できるよう、**市町村において基金を設置**し、事業の執行と財源の管理を行って頂きたい（譲与税の全額を基金に直入し、支出内容を公表するなど）
- **最初に譲与される令和元年9月までに条例を制定し、基金を設置すること**

森林環境譲与税の趣旨

基本的な考え方

森林環境税は、これまでの施策では森林整備等が進まない現状を踏まえ、新たに国民に税の負担をお願いするものであるため、既存施策の予算に充当するのではなく、新規の施策あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てることが適切。

- 既存林務関係予算に充当しないこと
- 譲与額を既存林務関係予算に上乗せすること（既存林務関係予算は減額しない）
- 森林吸収源対策等の目標の達成のため、国の**予算事業と森林環境譲与税による双方の取組により森林整備を一層推進。**

道では、北海道森林づくり基本計画及び道内13の地域森林計画等に基づき、期待される機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林の整備や保全を推進。そのためには、**森林所有者等による森林経営計画の作成の推進を基本**とし、**森林整備事業予算や森林環境譲与税など多様な財源の活用を促進。**

なお、森林環境譲与税の活用においては、**市町村による新たな森林経営管理制度の実施など森林整備を主体**とし、それを促進する関連事業についても効果的に実施。

<新たな森林経営管理制度への道の対応方針>

1. 意向調査などにより、所有者から市町村に経営管理を委ねる同意が得られた森林等については、近隣の森林において、既に森林経営計画を作成している主体(森林組合等)に経営管理を委ね、計画の変更（対象森林の追加）で対応する。
2. この上で、所有者が不明の森林や共有者が不確知の共有林が森林経営計画の推進の障害となっている場合には、森林経営管理制度を活用する。